

**重要～ご利用をご希望の方は本書面を必ず最後までご一読ください～**

**【ライフサポート倶楽部／メンバーズナビ】からのお申込みの場合、  
教育訓練給付制度（一般教育訓練）がご利用いただけます。**

メンバーズナビよりお申込みの場合、『教育訓練給付制度教育訓練給付金(一般教育訓練)』がご利用いただけます。

『教育訓練給付制度』を希望される方は、下記を必ずご確認の上、お早めの手配をお願い申し上げます。

**教育訓練給付制度（一般教育訓練）とは？**

一定の条件を満たした方が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに実際に支払った学費の20%（下限 4,000 円、上限 10 万円）が支給される制度です。

**申込み時の注意事項（お問い合わせの多い箇所です。必ずご確認をお願いいたします。）**

**注 1：** 給付の支給額は実際にお支払いいただきました金額より、企業補助（特典）等を差し引いた額の20%が支給対象となります。ただし、**実際にご負担した金額が 20,005 円以上**でないと、給付金の支給最低額 4,000 円を超えないため、**給付を受けることができません。**

**注 2：** 通信講座をご購入いただいた際に付与される商品券・ポイントについては申告の必要がございますが、**過去に別商品のご購入等で付与された商品券・ポイントを通信講座のご購入に充当いただいた場合は対象とはなりません**ので、申告いただく必要はございません。

**注 3：** ①通信講座ご購入の際に付与された商品券・ポイント、②所属企業・団体から通信講座ご購入の際に費用補助があった場合 ①、②は給付申請時の申請額より差し引かれ、支給額が計算されます。

**①通信講座ご購入の際に付与された商品券・ポイント**

こちらは、通信講座ご購入の特典となり給付申請時にご申告いただく必要がございます。

例：ファイナンシャルプランナー（以下 F P）をご購入の場合

付与商品券額：F P 講座 64,000 円の場合、付与商品券は 5,000 円

支給対象額：F P 講座価格 64,000 円－商品券 5,000 円分＝59,000 円

（給付条件を満たした場合の）還付額：59,000 円×20%＝11,800 円

※商品券額は通常時の特典額です。キャンペーン期間中等は変更となりますので予めご了承ください。

**②所属企業・団体から通信講座ご購入の際に費用補助があった場合**

こちらは、通信講座ご購入の特典となり給付申請時にお申し出いただく必要がございます。

F P をご購入の際、カフェテリアポイント・資格取得奨励金などを利用した場合

**カフェテリアポイント・資格取得奨励金は、ご所属の企業・団体様からの費用補助という括りになり、給付申請時にご申告いただく必要がございます。費用全額をカフェテリアポイント・資格取得奨励金を利用し、決済された場合は給付を受けることが出来ません。**

費用の一部にカフェテリアポイント・資格取得奨励金を充当された場合は、控除した金額が給付制度の対象となります。

例：カフェテリア 10000 ポイントを利用しファイナンシャルプランナーをご購入の場合

付与商品券額：F P 講座 64,000 円の場合、付与商品券は 5,000 円

支給対象額：F P 講座価格 64,000 円－商品券 5,000 円分－カフェテリア 10000 ポイント＝49,000 円

（給付条件を満たした場合の）還付額：49,000 円×20%＝9,800 円

※商品券額は通常時の特典額です。キャンペーン期間中等は変更となりますので予めご了承ください。

## 指定講座

下記の講座が対象となります。（2019年10月1日現在）

※ 例年春季と秋季に指定講座を更新いたします。その際に以下対象講座より変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

宅地建物取引士／介護福祉士／ケアマネジャー／ファイナンシャルプランナー／福祉住環境コーディネーター（2・3級）／行政書士／介護事務／歯科助手／インテリアコーディネーター／旅行業務取扱管理者（総合コース）／旅行業務取扱管理者（総合・科目免除コース）／旅行業務取扱管理者（国内コース）／通関士／調理師／気象予報士／第一種衛生管理者／建設業経理士（2級）／第二種衛生管理者／危険物取扱者／1級土木施工管理技士／2級土木施工管理技士／第一種電気工事士／第二種電気工事士／二級ボイラー技士／社会福祉士／登録販売者／メンタルヘルス・マネジメント（R）検定（II種）／簿記2級／保育士／電験三種／運行管理者（貨物）／医療事務／社会保険労務士／調剤薬局事務／1級管工事施工管理技士

※ マンション管理士・管理業務主任者について：現在教材内容改定のため、長期の休講とさせていただきます。上記指定講座内に含まれておりませんが、2019年3月22日までに本講座お申込みのお客様は教育訓練給付制度の対象となりますのでお申し出ください。

※ リテールマーケティング(販売士)検定2級について：2019年8月23日をもって閉講となりました。上記指定講座内に含まれておりませんが、2019年8月23日までに本講座お申込みのお客様は教育訓練給付制度の対象となりますのでお申し出ください。

※ 食生活アドバイザー®(2・3級)※デジタルテキスト付コース、なしコースについて：2019年9月24日をもって、指定期間が終了しました。2019年9月23日までにお申込手続きが完了されたお客様は教育訓練給付制度の対象となりますのでお申し出ください。

## 利用できる方は？

<給付制度（一般教育訓練）を初めて利用する場合>

受講開始日（＝教材発送日）の時点で、**雇用保険の一般被保険者**であった期間が通算1年以上の場合、利用できます。

<給付制度（一般教育訓練）を以前、利用したことがある場合>

前回の利用から、受講開始日（＝教材発送日まで）に雇用保険の一般被保険者であった期間が、通算3年以上の場合、利用できます。

ただし、前回の受給時期によっては、受給から一定期間の経過が必要となる場合があります。詳細はハローワークにてご確認ください。

※ ご自身の被保険状況や期間など、弊社及びユーキャンではお答えできません。

ご自身の状況がご不明な場合は必ずご自身住所を管轄するハローワークにお問合せ下さい。ハローワークでの確

認の際は身分証明書（運転免許証、住民票など）をご持参いただく必要があります。電話では紹介は行っておりません。

## 利用するには？※一般のユーキャン窓口でのお申込みの場合と方法が異なりますのでご注意ください。

※一般のユーキャン窓口でのお申込みの場合と方法が異なりますのでご注意ください。

教材到着後1週間以内に、下記のユーキャン法人営業部宛てにメールをお送りください。

ユーキャン法人営業部アドレス [【se-jigyoubu@u-can.co.jp】](mailto:se-jigyoubu@u-can.co.jp)

メールには必ず、お申込み時の

**お名前／お申し込み時のご住所／お申し込み時のお電話番号／お申し込みの講座名／お届けした教材の『お知らせと提出用紙』に記載の受講生番号／【ライフサポート倶楽部からの申込み】／教育訓練給付制度を利用希望の旨** をご記載ください。

※ 給付制度の関連書類一式は、お客様からのメールを確認後にユーキャンより送付致します。

- ① ユーキャンから普通郵便で必要書類一式をお送りします。書類到着後、1週間以内に同封の封筒にてご本人様確認書類（運転免許証や保険証等のコピーなど）を提出し、受講中に当社による本人確認を受けてください（受講中の本人確認は受講生専用サイト内または、当社からの電話確認で行います。）
- ② 給付金をご利用いただく為には、ご受講講座の修了条件を満たしていただく必要があります、**標準学習期間内で全ての課題のご提出をいただくこと、最終課題に基準点以上で合格していただくこと**が条件となります※  
**※基準点に満たない場合は標準学習期間内に再提出いただく必要がございます。**  
**※この制度は資格の可否は影響いたしません。**
- ③ 講座ご受講にあたり、会社補助や特典等を受け取られた場合、ハローワークで給付金の支給申請をする際、受講料の値引きとして申請する必要があります。受け取られた会社補助や、特典等の金額分はお支払頂いた受講料から差し引かれ、支給額が計算されます。予めご了承ください。

詳細は1ページ 申込み時の注意事項（お問い合わせの多い箇所です。必ずご確認をお願いいたします。） の注3をご参照ください。

受講期間中に、必ず必要事項をご記載いただき、ユーキャンへご返送ください。

②で郵送する必要書類には『会社補助／キャンペーン・特典等ご利用の確認』が同封されています。『会社補助／キャンペーン・特典等ご利用の確認』をお送りいただけていない場合、または不備や漏れがあった場合は、給付金の申請に必要な「教育訓練修了証明書」を発行できません。

\*\*\*\*\*

以上、ご不明な点は、下記ユーキャン法人営業部までお問い合わせください。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

株式会社ユーキャン  
法人営業部 給付金窓口担当  
電話 03-5302-8833（月～金 9時～17時30分 年末年始・祝祭日除く）